

滋賀県県立学校施設の長寿命化計画

平成29年12月

滋賀県教育委員会

目 次

1. 計画概要	1
2. 学校施設の目指すべき姿	2
3. 学校施設の実態	4
4. 学校施設の基本的な方針等	11
5. 基本的な方針等を踏まえた施設整備等の水準	16
6. 実施計画の策定	16
7. 長寿命化計画の継続的運用方針	17

別紙 1

別紙 2

別紙 3

1. 計画概要

(1) 策定の趣旨

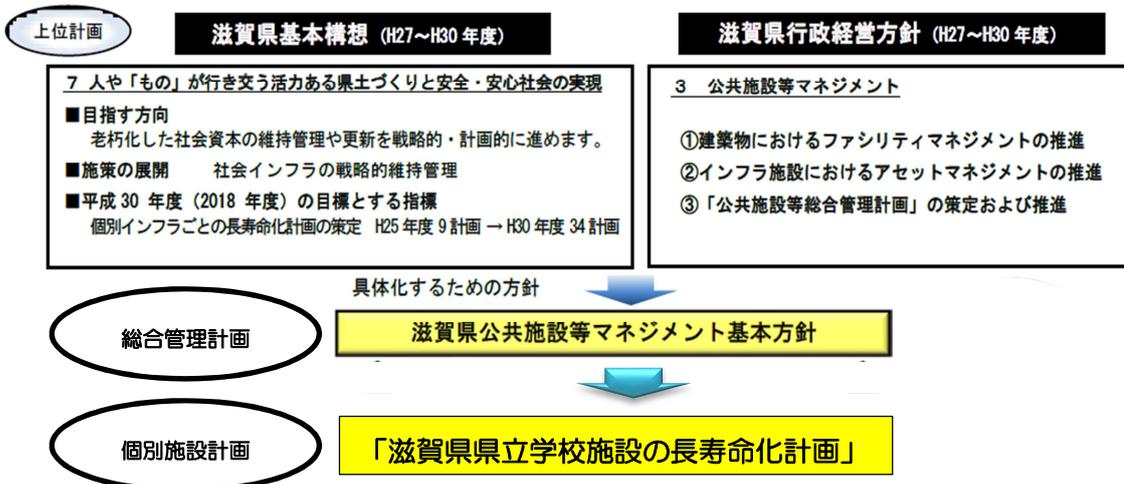
- ・本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日）および「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」（平成 28 年 3 月策定。以下、「マネジメント方針」という。）に基づき、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」（平成 27 年 4 月文部科学省策定。）を踏まえ、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として策定するものです。

(2) 背景

- ・本県の県立学校施設は、昭和 40 年代から 50 年代後半にかけての児童生徒急増期や養護学校の義務化（昭和 54 年）に対応するため、集中的に整備された築 30 年以上の建物が 7 割以上を占めており、その多くが改築や大規模改修が必要な状況となっています。
- ・一方、魅力と活力ある高校づくりを目指して、平成 24 年度より高等学校再編事業を実施するとともに、知肢併置特別支援学校における児童生徒急増に対応するため、校舎の増築や分教室の設置等を実施してきました。
- ・今後は、これらの児童生徒急増期に整備された学校施設の老朽化対策に多額の費用が必要になると見込まれるため、施設の適正な維持管理が課題となっています。

(3) 目的

- ・県立学校施設については、将来的に多くの学校で老朽化による校舎等の改築や大規模改修が必要になってくることから、その経費負担が大きな課題となっています。
- ・よって、施設の老朽化対策や学習環境の質的改善のため、「事後保全」から「予防保全」への転換を図り、施設の長寿命化を進めるとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を図ることを目的に、「滋賀県県立学校施設の長寿命化計画」（以下「学校施設長寿命化計画」といいます。）を策定します。



(4) 計画期間

- ・平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。
なお、計画は、予防保全対象部位の劣化状況や予防保全工事の実施状況、社会情勢等により適宜見直しを行うこととします。

(5) 学校施設長寿命化計画に位置付ける対象施設

- ・本計画の対象とする建物は、延床面積が概ね 200 m²を超える鉄筋（鉄骨）コンクリート造、鉄骨造もしくは木造で、幼児児童生徒および教職員が使用する主要な建物とし、当該建物を有する施設を対象施設とします。

(本計画における対象施設数)

対象施設	施設数
県立中学校	3 校
県立高等学校	4 6 校
県立特別支援学校	1 5 校

2. 学校施設の目指すべき姿

滋賀県教育振興基本計画では、教育の基本目標に向けた 3 つの基本的方向性を設け、施策の総合的な推進を図ることとしています。

その一つに「子どもの育ちを支える環境をつくります」を定め、学校施設が目指すべき姿を明確にしています。

(1) 震災からの教訓と学校安全の状況

- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に地震・津波、さらには原子力発電所の事故を伴う甚大な被害が引き起こされ、多くの子どもや学校も被害を受けることとなりました。

また、平成 28 年 4 月 14 日に発生した熊本地震では、耐震化が完了していた学校の校舎本体や体育館では、倒壊や崩壊が発生しなかった一方で、体育館のブレースの破断や、非構造部材が落下するなどの被害が発生し、避難所としての施設機能に支障が生じたりするなど、学校施設の安全性や防災機能を確保する上での課題が見られました。

その中で、安全な学校施設等の環境整備の重要性が再認識されました。

- ・県立学校における耐震化率は、平成 28 年度末で 97.6%という状況にあり、引き続き耐震化に向けて計画的に取り組む必要があります。

(2) 信頼される学校をつくる

- ・学校は子どもが多く時間を過ごす「学習の場・生活の場」であり、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置などにより安全で安心な学校の環境整備を推進しています。
- ・今後も老朽化した学校施設の改修を計画的に実施していく必要があります。
- ・県立学校における実験実習、教科指導、特別活動指導等の円滑な実施のため、必要な機器等の整備が進んでいます。引き続き必要な機器等の整備を進め、各校の教育活動の一層の充実に努める必要があります。

(3) 魅力と活力ある学校づくり

- ・県立高等学校においては、魅力と活力ある学校づくりに向け策定した「滋賀県立高等学校再編計画」の着実な取組を進める必要があります。

(4) インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり

- ・障害のある子どもと障害のない子どもが地域で共に学び合う仕組み（インクルーシブ教育システム）と、それを支える学校づくりが求められています。
- ・県立特別支援学校においては、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」（平成27年3月策定）に示す本県が目指す特別支援教育および「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」（平成28年3月策定）に示す中長期的視点でまとめた具体の実施計画を踏まえて、特別支援教育に関するセンター的機能の強化を図るとともに、児童生徒の増加への対応や障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す学校づくりが求められています。

3. 学校施設の実態

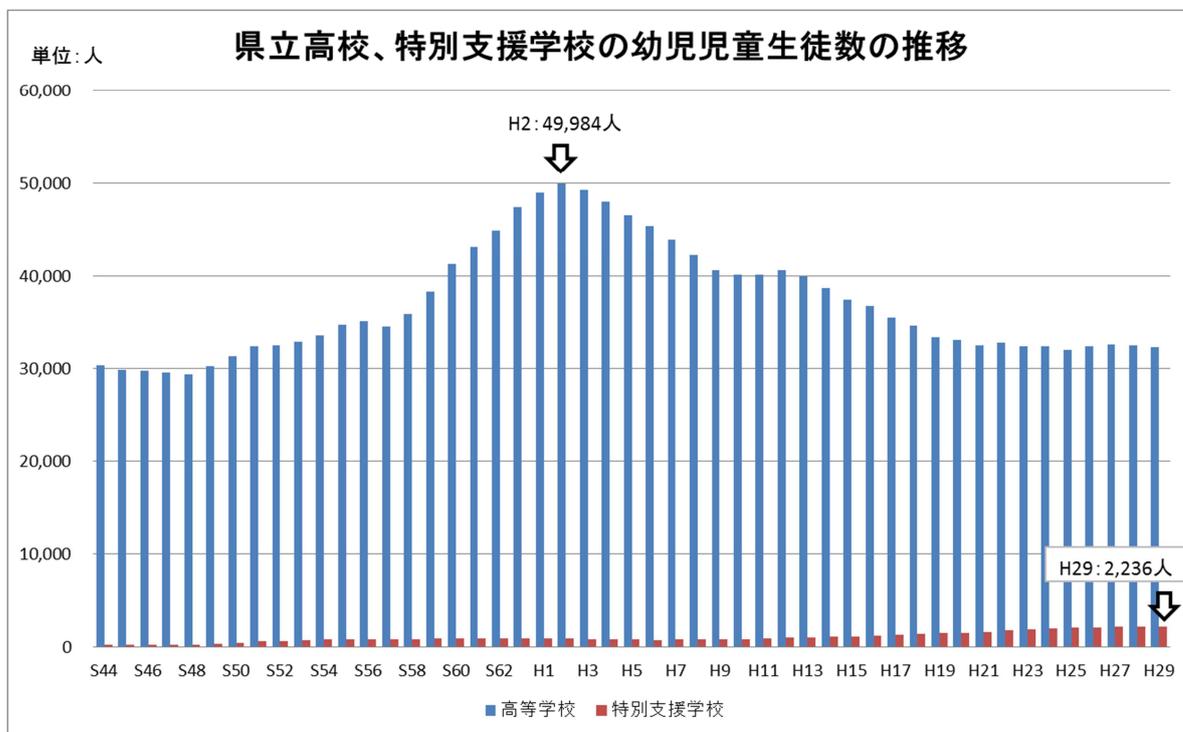
(1) 県立学校施設の現状

- ・本県には中学校 3 校、高等学校 46 校、特別支援学校 15 校の合計 64 校の県立学校施設があります。
- ・中学校・高等学校の合計延床面積は 619,202.62 m²、特別支援学校の合計延床面積は 99,500.66 m²で、総合計は 718,703.28 m²となります。（ともに平成 29 年 3 月 31 日現在。学校ごとの内訳は別紙 1 のとおりです。）

(2) 幼児児童生徒数の推移

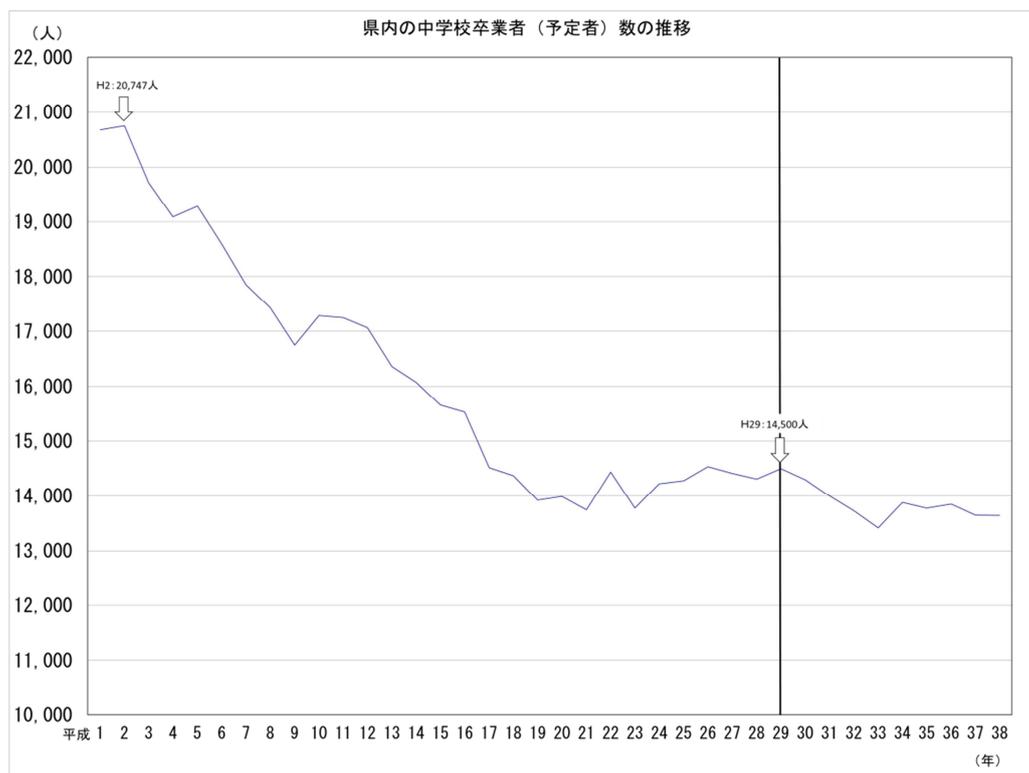
① 県立学校の生徒数

- ・平成 29 年 5 月 1 日現在、県立中学校の生徒数は 719 人、県立高等学校の生徒数は 32,255 人（定時制、通信制を含む）、県立特別支援学校の幼児児童生徒数は 2,236 人です。
- ・県立高等学校の生徒数のピークは昭和 2 年（49,984 人）で、現在はピーク時の約 65%であり、平成 21 年に 33,000 人を下回って以降は、ほぼ横ばいで推移しています。
- ・県立特別支援学校の幼児児童生徒数については、年々増加している傾向が継続していますが、湖北・湖西等の地域では既に増加が止まり、あるいは減少に転じる地域も出てきています。一方で湖南地域を中心に引き続いての増加傾向がみられます。



②県内の中学校卒業生（予定者）の推移

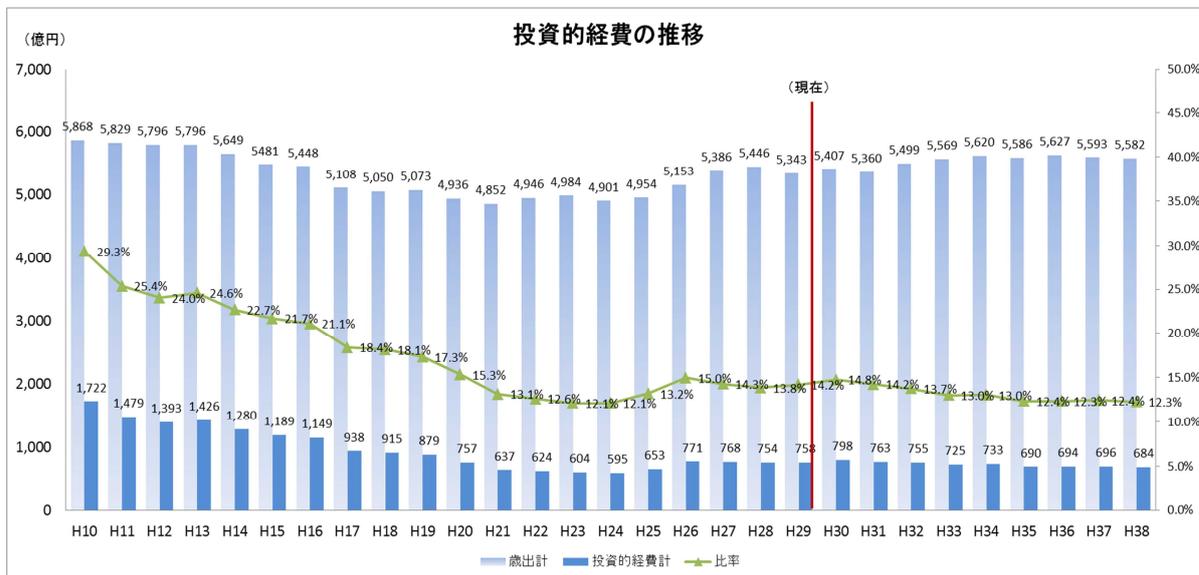
- 平成元年以降の県全体の中学校卒業生数は、平成2年3月卒業の20,747人をピーク（昭和39年に次いで戦後2番目に多い）に減少傾向にあり、平成29年3月卒業生は14,500人と、ピーク時に比べ6,247人減少しており、平成2年3月を100%とした場合、平成29年3月は70%にまで減少しています。
- ここ数年は、概ね横ばい傾向を示していますが、平成29年3月を境に減少に転じていくと予測されます。



※ 平成29年までは、各年の3月の卒業生数を修正したものであり、平成30年以降は平成29年5月1日の学校基本調査による中学3年生から小学校1年生までの在学者数を集計しています。

(3) 投資的経費の推移

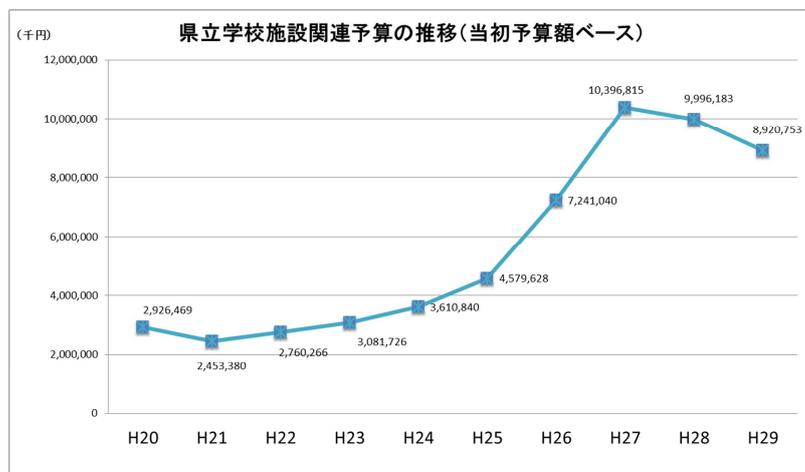
- 平成 29 年度一般会計当初予算額では、歳出総額 5,343 億円に対し、投資的経費は 758 億円であり、歳出全体の 13.8%を占めています。平成 30 年度以降、投資的経費の歳出に占める割合は 14%台から 12%台へ徐々に低下していくと見込まれています。



※平成 29 年度までは各年度の一般会計当初予算額、平成 30 年度以降は平成 29 年度に滋賀県で公表した「今後の財政運営の基本的な考え方」のベースラインケース（経済成長率・低位）の試算額

(4) 施設関連経費の推移

- 平成 29 年度当初予算額では、県立学校施設関連予算額は 89 億 2,075 万 3 千円であり、教育予算全体の 6.6%を占めています。
- 平成 26 年度以降は高校再編計画に伴う校舎増改築工事により予算額が大幅に増加しています。

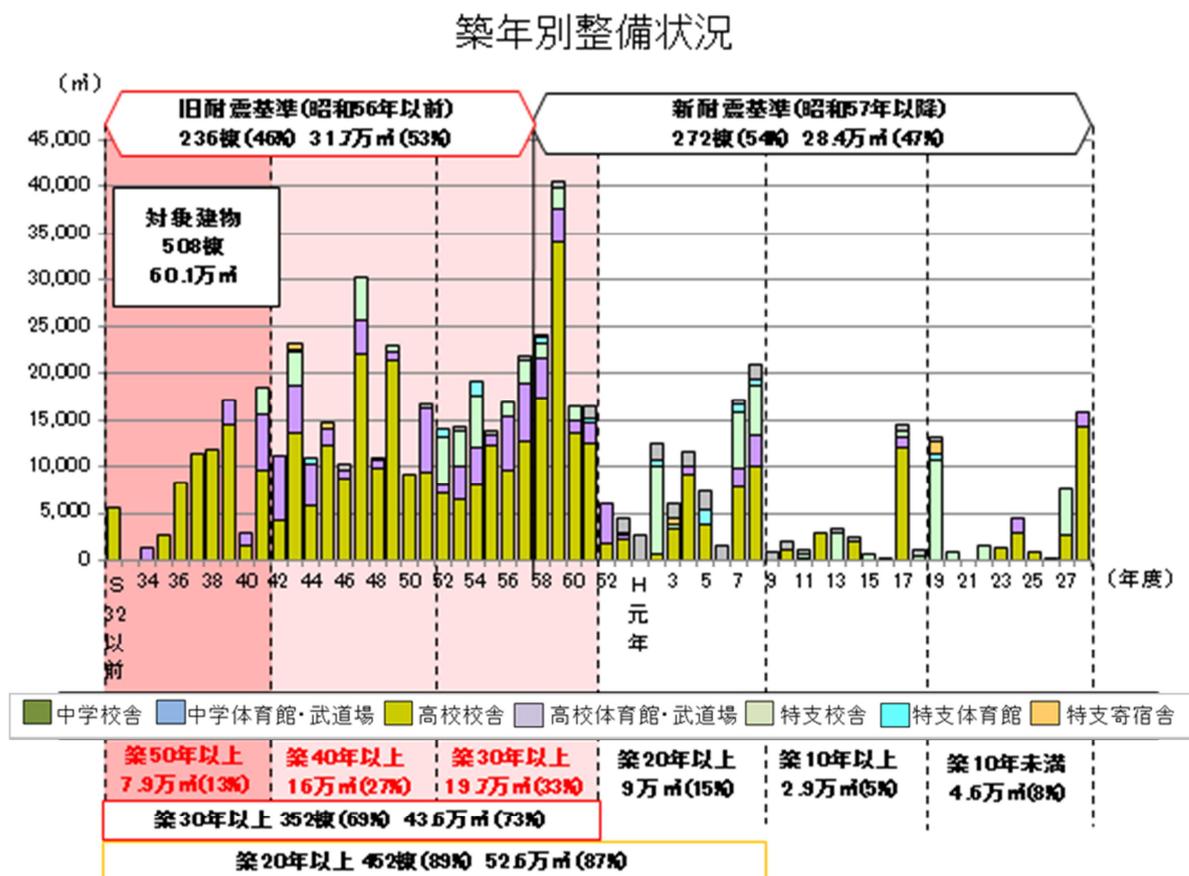


※事業名「高等学校建設費」「特別支援学校建設費」「運営費（高等学校）」「運営費（特別支援学校）」の各年度の当初予算額を集計した金額です。

(5) 学校施設の保有状況

- 学校施設長寿命化計画の対象となる建物は、508棟、約60.1万㎡あり、昭和40年代から50年代にかけて、生徒数の増加に伴い整備された建物が多く、築30年以上の建物が全体の7割以上を占めています。また、改築の目安となる築40年以上の建物も4割を占めており、全体的に老朽化が進んでいます。

学校・教育施設の建築年度別保有面積（延床面積）

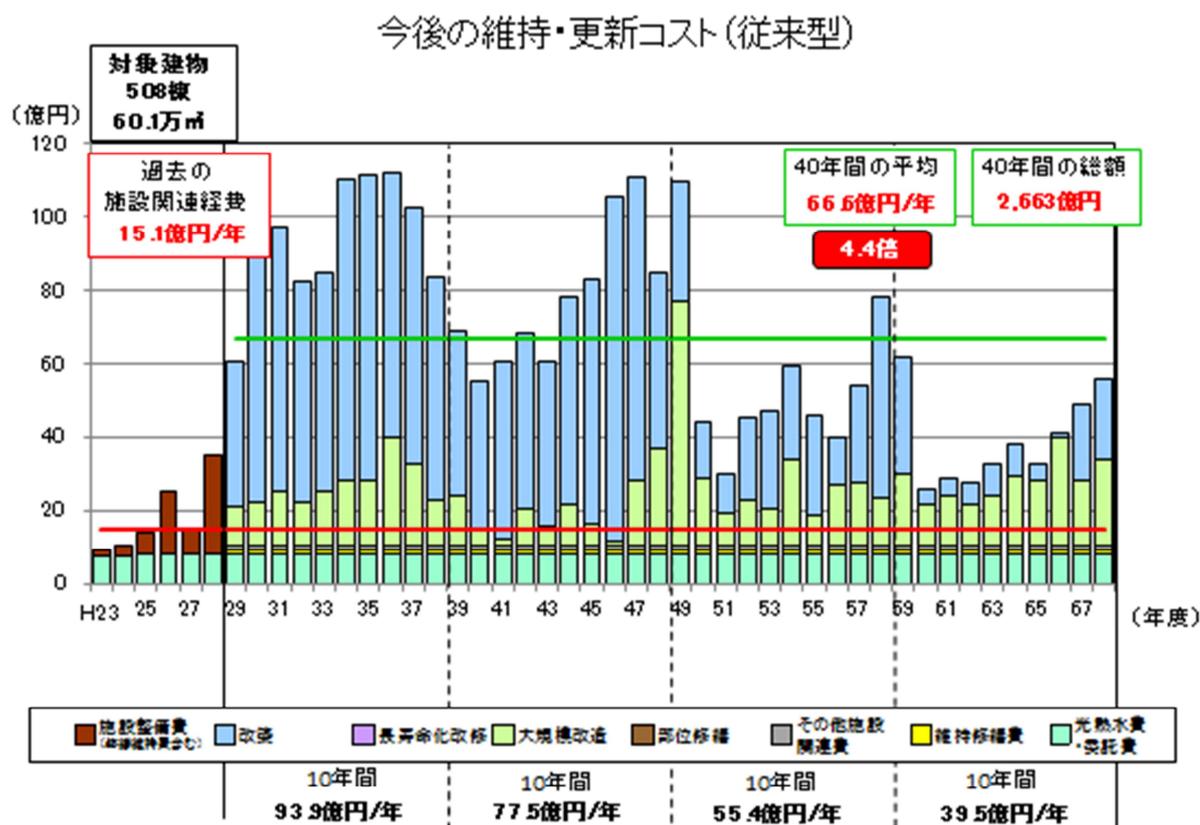


(6) 学校施設の老朽化状況の実態

- 県立学校施設の建物ごとの構造躯体の健全性の評価および構造躯体以外の劣化状況等の評価は別添「建物情報一覧表」のとおりです。

(7) 今後の維持・更新コスト（従来型）

- ・ 50年で建替える従来の修繕・改修を今後も続けた場合、今後40年間のコストは2,663億円（66.6億円/年）かかります。これは、直近5年間の投資的経費15.1億円/年を4.4倍上回ることから、建物を長寿命化し、コストの平準化を図る必要があります。



(8) 今後の維持・更新コスト（長寿命化型）

- 建替え中心から改修による長寿命化に切り替えた場合の評価を以下の条件のもと試算を行います。

● 屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にA, B, C, Dの4段階で評価する。

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

● 築年数に応じた時期に、現状と同じ延床面積で改築・改修を行うものと設定

● 改築、長寿命化改修は2年に工事費を均等配分、大規模改造は単年度で計上

● 改築及び長寿命改修の実施年数より古い建物は、今後10年以内にそれらを実施するものとし、該当コストの10分の1の金額を10年間計上

● 長寿命化改修の実施が可能かどうかを建物毎に判定し、改修周期を設定

①長寿命化可能な建物（試算上の区分が「長寿命」の建物）は、築40年に長寿命化改修、築20年、築60年に大規模改造、築80年に改築すると設定

②長寿命可能な建物で、基準年時点で築40年を超えている建物は、今後10年以内に長寿命化改修を実施すると設定

③長寿命化改修が実施できない建物（試算上の区分が「要調査」「改築」または未記入の建物）は、長寿命化改修を実施せずに改築（改築までは20年周期で大規模改造を実施）すると設定

● 今後5年以内にD評価の部位の修繕を、今後10年以内にC評価の部位の修繕を実施すると設定

ただし、改築、長寿命化改修、大規模改造を今後10年以内に実施する場合を除く

● 今後10年間に長寿命化改修を実施する建物は、長寿命化改修費からA評価の部位修繕相当額を差し引く

● プール、グラウンド及び共用設備（受変電、自家発、受水、排水）等は、必要に応じて別途、費用を計上（「その他施設整備費」欄に記入された金額を基にグラフを作成する。）

- ・長寿命化により 80 年に建物を長寿命化した場合、今後 40 年間の維持・更新コストは総額 2,410 億円（60 億円／年）となり、従来の建替え中心の場合の 2,663 億円（66.6 億円／年）より総額 253 億円（6.6 億円／年）、約 9.5%の縮減となります。
- ・なお、具体の対応方針については、「4. 学校施設整備の基本的な方針等」で示すこととします。

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

